

第 24 回 移動容器規格委員会 議事録

I. 日 時：令和 5 年 2 月 3 日 10:00～11:00

II. 場 所：Webex（オンライン）

III. 出席者（敬称略・順不同）

委員長：小川

委員：小林、石崎、崎村、花岡、大橋、石田、渋谷、柿木、山本、戸上、近藤

陪席者：石坂、田中、大河原、中山（関東アセチレン工業㈱）、

米村（大陽日酸㈱）、

佐野（㈱サイサン）

K H K：加藤、富岡、篠原、関谷、伊藤、竹花

IV. 議 題：

(1) 技術基準策定手順書の改正について

(2) 容器プロトタイプ試験基準 KHKS0123 の見直しについて

(3) アセチレン容器の安全弁に関する基準 KHKS0125 の見直しについて

(4) その他

V. 配付資料

資料 24-1 技術基準策定手順書 改正案

資料 24-2-1 容器プロトタイプ試験基準 KHKS0123 改正案

資料 24-2-2 容器プロトタイプ試験基準 KHKS0123 引用規格比較表

資料 24-3-1 アセチレン容器の安全弁に関する基準 KHKS0125 改正案

資料 24-3-2 アセチレン容器の安全弁に関する基準 KHKS0125 引用規格比較表

資料 24-3-3 KHKS0125 改正要望とその安全立証について

参考資料 1 委員名簿

参考資料 2 第 23 回移動容器規格委員会議事録

参考資料 3 容器プロトタイプ試験基準 KHKS0123 (2018) の定期見直しについて
(第 23 回移動容器規格委員会 資料 23-3)

参考資料 4 アセチレン容器の安全弁に関する基準 KHKS0125 (2018) の見直しについて
(第 23 回移動容器規格委員会 資料 23-6)

参考資料 5 「資料 24-3-3 KHKS0125 改正要望とその安全立証について」の参考資料
(委員会限り・取扱注意)

VI. 議事概要

1. 事務局挨拶等

開会挨拶の後、事務局より委員会の成立（委員 12 名の出席により定足数 8 名以上を満足。）の報告があった。

2. 技術基準策定手順書の改正について

事務局より、資料 24-1 に基づき技術基準策定手順書の改正について説明があり、改正案について採決を実施したところ、出席委員の過半数（7 名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

3. 容器プロトタイプ試験基準 KHKS0123 の見直しについて

事務局より、資料 24-2-1 及び資料 24-2-2 に基づき、容器プロトタイプ試験基準 KHKS0123 の見直しについて説明があった。主な意見は以下のとおり。

○JIS Z 8301 では規格の構成要素として「用語の定義」ではなく「用語及び定義」と規定している。

→後ほどご説明する KHKS0125 も含めて改正案の修正を行う。

上記意見を踏まえ、改正に係る書面投票の実施、書面投票実施期間（15 日間）及びパブリックコメント実施期間（1 ヶ月）について付帯条件を付して採決を実施したところ、出席委員の過半数（7 名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

[付帯条件]

書面投票等で意見があった場合、メールにて審議を行うことを原則とし、委員会を開催して審議を行うかの判断は委員長に一任することとする。

4. アセチレン容器の安全弁に関する基準 KHKS0125 の見直しについて

事務局より、資料 24-3-1 及び資料 24-3-2 に基づき、アセチレン容器の安全弁に関する基準 KHKS0125 の見直しについて説明があった。主な意見は以下のとおり。

○引用規格の中で JIS G 4051 が 4 月頃に改正予定である。当該 KHKS の改正はいつ頃になりそうか。

→書面審議、パブリックコメント等で寄せられる意見によるが、大きな問題がなければ今年の 6 月頃になる見込みである。

→KHKS0125 の改正時には JIS G 4051 は既に改正済みと考えられるが、当該 KHKS に影響を及ぼす改正内容でなければ、次回の見直しの際に引用規格の年版の見直しを行うことで対応してはどうか。

また、関東アセチレン工業㈱及び大陽日酸㈱より資料 24-3-3 に基づき KHKS0125 の改正根拠について説明があった。主な意見は以下のとおり。

○容器に装置すべき安全弁の個数以外に検討すべき項目は存在しないのか。

→容器の内容積の増加に伴い火災に対する安全性を確保するため安全弁の個数の見直しが必要となるが、その他の使用条件等は以前と同様のため、その他の検討は不要と考えている。

○海外においては容器に安全弁を 3 つ装置しているのか。また、3 つ装置されているならば、それは 120 度ずつ円周上に装置されているのか。

→参考資料 5 の 5, 6 ページに示すとおり、米国製の容器は肩部に 2 つと底部に 1 つ安全弁が装置されている。しかし、底部の安全弁からガスが噴出した場合、容器が飛散する可能性があり危険なため、日本では底部に安全弁を装置することは認められていない。そのため、肩部に 2 つとバルブ一体型の安全弁 1 つが装置されている。また、肩部のものは円周上に 180 度ずつ装置されている。

→日本製の容器は参考資料 5 の 1 ページ目の図面のとおり、垂線から 30 度以内の肩部に安全弁が装置されている。一方、米国製の容器は 7 ページ目の写真のとおり、肩部ではなくネック部に装置されている。

○肩部に安全弁が 3 つ装置されているものは存在しないのか。

→米国製の容器では存在しない。

上記意見を踏まえ、改正に係る書面投票の実施、書面投票実施期間（15 日間）及びパブリックコメント実施期間（1 ヶ月）について付帯条件を付して採決を実施したところ、出席委員の過半数（7 名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

[付帯条件]

書面投票等で意見があった場合、メールにて審議を行うことを原則とし、委員会を開催して審議を行うかの判断は委員長に一任することとする。

5. その他

書面投票の開始の際には事務局より連絡する。

来年度の次回の委員会では、技術基準整備三ヶ年計画及び液化石油ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS0126 についてご審議いただきたいと考えている。

時期としては、来年度の 6 月、7 月頃を予定しており、別途日程調整を行うこととする。

以上